

家庭系ごみの「一部有料化」と「戸別収集」実施に向けた取り組み 燃やせるごみ集積所設置と維持管理に補助金を交付予定

9月30日から開始する家庭系ごみの「一部有料化」と「戸別収集」の実施に伴い、集合住宅に対する支援策として、燃やせるごみ集積所の設置や維持管理用物品の購入費用の一部に補助金を交付する予定です。

1 対象

集合住宅の管理会社・管理組合、所有者（オーナー）、自治会

2 補助内容

対象事業	補助内容	補助額
ごみ集積設備設置事業	<ul style="list-style-type: none">ごみ集積設備の設置（開発等除く） (例：ストッカー、折り畳み集積設備、カラスネット等の購入)買い替え等による設備の変更	上限10万円 補助率75%
ごみ集積所維持管理事業	<ul style="list-style-type: none">監視カメラの購入・設置周知啓発用看板の作成周知啓発用チラシの作成 など	

3 施行期間

令和元年7月1日～令和2年3月31日

4 その他

令和元年度第2回定例会に補正予算を上程予定



▲折り畳み集積設備

◎この件に関する問い合わせ

海老名市経済環境部環境課 電話046・235・4922